

事務連絡
令和5年5月8日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室
厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
に関するQ&A（第2版）について

令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）について、今般、別添のとおり「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第2版）」を作成いたしましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。

また、本事務連絡の内容は令和5年5月8日以降9月末までの取扱いとします。

なお、「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第1版）」（令和5年4月5日）から追記等を行った部分に下線を付しております。

8 設備整備について、リースの場合や工事費、光熱水費は補助対象となるのでしょうか。

(答)

- 対象経費欄に「使用料及び賃借料」が含まれる事業は、リースの場合も補助対象となります。
- 設備を設置するに当たっての工事費については、対象経費の「備品購入費」や「使用料及び賃借料」に含まれると考えており、補助対象となります。
- 整備した設備について、ランニングコストである光熱水費は補助対象外です。

9 交付金で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、財産処分の手続きが必要となるのでしょうか。

また、感染症法上の位置づけの変更に伴い不要となる設備を廃棄・転用・譲渡等する場合、財産処分の手続きが必要となるのでしょうか。

(答)

- 交付要綱11(5)に基づき、厚生労働大臣が別に定める期間を経過する前に交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄する場合は、厚生労働大臣の承認が必要となります。
- 新型コロナウイルス感染症の終息後や感染症法上の位置づけの変更後においても、今後、新型コロナウイルス感染症が再拡大することも考えられるため、本交付金で整備した設備は、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは財産処分を行うことなく維持されることを想定しています。なお、当該期間中において、本交付金の事業に影響を及ぼさない範囲で一時的に他の用途に使用する場合(※)は、財産処分に該当しないため、厚生労働大臣の承認は必要ありません。

※ 例えば、一時的に一般診療で使用する場合等を想定

- ただし、感染症法上の位置づけの変更などに伴って地域の医療提供体制が整備されることを理由にもともと廃棄することを予定していた設備を廃棄する場合(※)は、交付の目的に反しているわけではないので、厚生労働大臣の承認を受けずに廃棄することが可能です。

※ 一部の医療機関しか新型コロナウイルス感染症に関する医療提供等ができなかった感染拡大時期に新たに臨時で設置した施設(プレハブを使った臨時医療施設や宿泊療養施設、休棟病棟を再利用した施設等)については、感染症法上の位置づけの変更に伴って地域の医療提供体制が整備されたことを理由に今後取り壊し等をすることも想定される。本交付金を活用して当該臨

時施設で使用する設備を整備した際に、もともと臨時施設の取り壊し等に
伴って廃棄することを予定していた設備で、かつ、廃棄時には他の医療機
関でも充足していて廃棄せざるを得ない場合などを想定。

- また、地方公共団体が行う転用であって、転用後の用途が厚生労働省所管
の補助金等の対象となる事業である場合や、地方公共団体が行う無償譲渡ま
たは無償貸し付けであって、財産処分後も財産処分前と同一の事業が継続さ
れる場合は、厚生労働大臣への報告をもって承認があったものとして取り扱
います。
- 上記以外の場合は厚生労働大臣の承認が必要となります。
- なお、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部
又は一部を国庫に納付していただくこととなります。
- いずれにしても、元々、短期間で交付の目的を達成し処分することが予定
されている設備については、購入ではなく、リースでの対応をご検討くださ
い。

10 設備整備について、事業終了後、購入した設備を廃棄（撤去含む）する経
費は補助対象となるのでしょうか。

(答)

- Q&A9のとおり、元々、短期間で交付の目的を達成し処分することが予
定されている設備については、購入ではなく、リースで対応すべきと考えて
おります。
- その上で、購入によらざるを得ず、交付の目的を達成したものとして廃棄
することが適切な場合は、廃棄に係る経費は補助対象期間中に行われたもの
については補助対象となります。